

# 電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令の概要について

## 1 改正の内容

電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を次のとおり引き上げる。(第3条関係)

現行額	8,000円	改定額	8,050円
-----	--------	-----	--------

## 2 改正の理由

本件は、最近における経済情勢の変動に鑑み、電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を引き上げる必要があるため、改正を行うものである。

### 【参考】

電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限については、従来より審理手続が司法手続に準じていることから、訴訟における証人に支給する日当の額の上限に併せて改正することとしている。

訴訟における証人の日当の額の上限については、民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）の改正により、8,050円に引き上げられており（8月1日施行）、今回、電波監理審議会の審理においても、日当の額の上限を8,050円に引き上げるものである。

## 3 公布日等

公布日：令和元年7月26日（金）

施行日：令和元年8月1日（木）